

# JFC

## VIEWS

創造と共生の社会をめざして

### C O N T E N T S

|                                                           |    |
|-----------------------------------------------------------|----|
| NPOの政策力の向上に<br>助成財団の本格的な支援を／山岡義典                          | 1  |
| 新制度移行に関するアンケートより<br>—新制度実施を前に、今の準備状況・課題は—                 | 2  |
| 助成財団の助成プログラムの平均競争率は3.4倍<br>—助成プログラムの平均倍率分析（2006年度実績）—     | 8  |
| 助成財団の質的向上を目指して<br>第2回「福祉部会」と第5回「教育部会」を開催<br>—9月には「環境部会」も— | 10 |
| インフォメーション／編集後記                                            | 12 |

特定非営利活動促進法（NPO法）が施行されたのは1988年12月1日。今年の12月1日で10周年を迎える。ちょうどこの日、新しい一般・公益法人制度が施行される。助成財団にとっても、新しいスタートの日だ。

「100年経っても無理」といわれた公益法人制度改革のグランド・デザインが描きだされたことも含め、この10年は日本の非営利セクターにとっては大きな意味のある時代であった。しかし自殺者数が3万を越え続けてきたことにも象徴されるように、この10年は日本社会が呻くような多くの社会的課題を抱え込んだ時代でもあった。少子高齢化に向かう時代背景の中での雇用の不安定化がその大きな要因としてあげられるが、その不安定化に対応すべき家庭や地域共同体は弱体化し、既存の組織や政策が臨機に対応できなかったことは自覚的に認識しておく必要があろう。

そのような中、公的介護保険法（2000年）をはじめ、児童虐待防止法（2000年）、DV法（2001年）、ホームレス自立支援法（2002年）、高齢者虐待防止法（2006年）、自殺対策基本法（2006年）など、社会的課題への個別対応としていくつかの政策が施行されてきた（各法律名は略称、法律名の後の（ ）は施行年を示す）。実はこれらの立法には、それぞれの分野における多様なNPO（NPO法人に限らず広く市民活動団体等を指す）の活躍が先行した。時代の兆しを鋭敏に感じ取り、それに対応して独自の社会サービスを開拓してきた実践者たちがいた。それらの先駆的な実践者たちの提案や発言が、これらの立法化に果たした役割も見えておかまいといけない。

しかし時代の動きに対するNPOの働きかけは、未だ極めて弱い。社会のあり方に対する基本的な政策を描き実現していくという役割は、十分に果たされていない。独自の視点と実践とネットワークを活用し、政府や自治体に対して社会の根本に関わる政策を提言し、その実現を迫っていく力こそ

## NPOの政策力の向上に 助成財団の本格的な支援を

特定非営利活動法人 日本NPOセンター代表理事

山岡 義典



強化しないといけない。そのためには、一時的な意見表明を越えた、実態把握のための客観的な調査研究を推進し、政策化に向けた熱い議論を積み重ねていくことのできるNPOが多数育たなければいけない。

古い話になるがNPO法施行10年ということで語ることをお許しいただければ、私自身がNPO法の立法に確信をもって関わることができたのは、1994年3月に『市民公益活動基盤整備調査研究』という政策提言プロジェクトに関わっていたからだ。この調査研究は社団法人奈良まちづくりセンターが総合研究開発機構（通称NIRA、当時は特殊法人で現在は財団法人）の委託によって実施したもので、当時のセンターの理事長で今はローカル・ガバナンス研究所の所長をしている木原勝彬さんが研究代表者となり、今は「ビッグ・イシュー」発行人として活躍中の佐野章二さんが研究会の事務局長として奔走した。木原さんも佐野さんもトヨタ財団の助成を通じて知り合った議論仲間で、この企画も両人が私に持ちかけ、3人揃ってNIRAに働きかけたものだ。トヨタ財団を退任して間もない私は、財団で蓄積された経験と人脈をフルに活用し、総括委員長という立場で全体の取り纏めに専念した。

これは個人的な一つの参考例に過ぎないが、今、日本の助成財団に求められるのは、このような未来を見据えたNPOの政策提案活動を人件費も含めて本格的に支援し、NPOの政策力を大きく向上させることだ。この点でこれまでの助成財団の貢献は、残念ながら大きいとは言えない。主務官庁制のもとで、民間らしい政策を応援するのが難しい面もあったと思うが、その面でのバリアーは公益法人制度改革によってフリーになる。新しい公益法人制度のもとにおける新しい助成財団の活動として、是非この「NPOの政策力の向上」に力を注いでほしいものだ。それに応えられるNPOは、着実に育ちつつあるように思う。



# 新制度移行に関するアンケートより

## —新制度実施を前に、今の準備状況・課題は—

平成12年12月に「行政改革大綱」の閣議決定を経て始まった今回の「公益法人制度改革」は、足掛け8年の紆余曲折を経ていよいよ本年12月1日にスタートすることになりますが、平成18年6月に公益法人関連3法が公布されて以降、平成19年9月には3法に関する政令及び内閣府令等が決定、平成20年の3月に制度改革に関する「FAQ」（良くある質問に対する回答）が示され、4月には「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」が決定、また、制度改革を促進する税制については「平成20年度税制改正の要綱」の中で「公益法人関係税制」として4月に決定される等、実施に向けての準備が着々とすすめられてきました。

事務的な面では、新制度移行申請に関する「申請書様式」や「申請の手引き」が4月から7月にかけて順次公表され、また新たな法律に準拠した会計基準は、4月に20年度会計基準（新々会計基準）として「公益法人会計基準」及び「運用指針」が公表されています。

現在、公益認定等委員会では「移行時の定款変更ガイドライン」（含む「参考定款案」）が検討されていますが、評議員の選任方法等当初の考え方が変わってきている状況もあり、若干予定より遅れているようです。いずれ「移行時の定款変更ガイドライン」はパブリックコメントにかけられる予定となっています。

この間、制度改革や移行に関する説明会や研修会が随所で開催され、関係書物も相次いで出版されるなど、新制度実施に向けての準備が加速しつつ最終段階を迎えています。

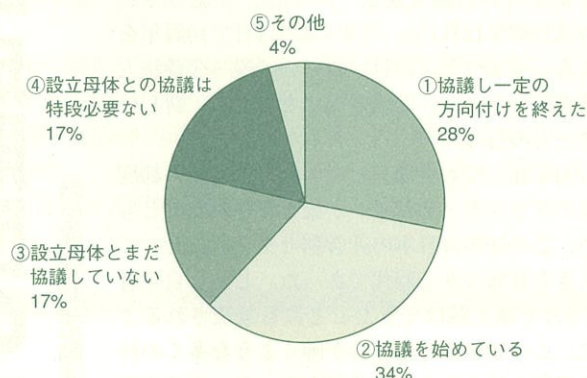
センターでは、昨年8月における会員財団の新制度対応に関するアンケートを実施し、その状況をお知らせ（JFCViews No.61）しましたが、本年も皆さまの協力を得て移行準備に関するアンケートを実施しました。今後の皆さまの移行準備の参考として現況をまとめてみました。

（対象219財団中、7月24日現在回答のあった145財団（回収率66%）の集計結果）

### I. 制度改革に関する各財団の現状の取り組みについて

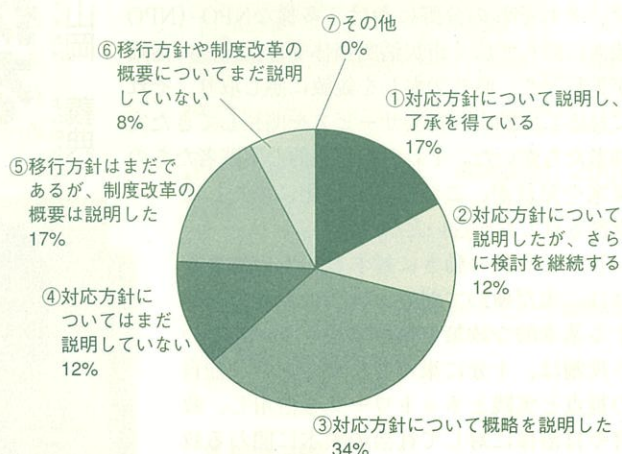
#### （1）財団内部での検討状況

##### ①制度改革に関して、設立母体への対応について



出捐母体と協議を必要としない財団を除くと、約80%（昨年45%）の団体が出捐母体との協議を済ませて、その中の36%（昨年8%）の団体は移行の方向付けを終えている。一方、これから設立母体との協議を行なう法人は21%（昨年29%）となっている。

##### ②制度改革について理事会、評議員会への対応について







新制度への移行対応について、63%（昨年10%）の法人が理事会・評議員会への説明を終了しており、その中の17%の法人では移行方針に関して理事会の了承を得ている。

一方、制度概要だけ説明した法人が17%、制度改革の内容や移行申請の対応について、理事会への説明はこれからという法人が8%（昨年41%）となっている。

### ③設立母体、理事長や理事、評議員から対応について具体的指示があったか

#### 〔積極的な意見〕

- 出捐母体からは、対応の検討を急ぎシミュレーションを早くするよう指示されている
- 制度改革の方針を踏まえて「公益財団法人」を目指すように指示あり
- 速やかかつスムーズに移行するよう準備を進めるように
- 出来るだけ早期に公益認定申請を行なうように
- 移行スケジュールについて質問されている

#### 〔慎重な意見〕

- 機関の設計、特に評議員の選任・人数、報酬規程等他の財団の動向をよく調べる
- まだ不確定要素が多いので、情報交換をしっかりと行ない5年以内に移行すればよい
- 新制度はまだ不確定な部分があるので、慎重に対応するように
- 施行と同時に申請する必要はない、情報を収集し時間をかけて十分検討した後でよい。申請の目的は平成22年度中か

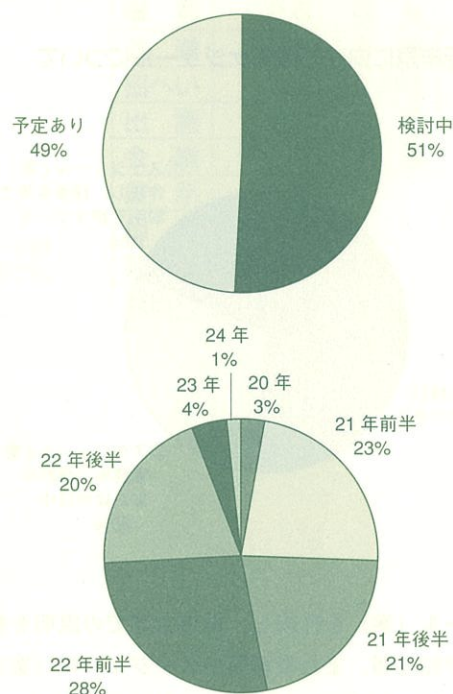
#### 〔広範な検討〕

- 慌てずにじっくり対応するほうが良い、最初から公益と決めず原点に戻ってベストな選択をする
- 一般財団と公益財団の相違をよく検討するように
- 公益認定を受けない場合も想定して、移行後のシミュレーションをするように
- 寄附者の範囲を拡大する方向で検討するよう
- 現在実施している「検診事業」が公益目的事業に認定されるか否かの判断を
- 定款自治の中で、変化していく時代の要請に応え得る体

制を構築するように

### (2) 予定する移行時期について

#### ①公益財団法人への移行申請の時期



約50%の法人が公益認定の申請予定時期を決めている一方、残りの50%（昨年60%）の法人は現在検討中となっている。申請を予定している時期は、

平成21年の前半が23%、後半が21%（合計44%、昨年58%）  
平成22年の前半が28%、後半が20%（合計48%、昨年30%）  
平成23年以降6%、となっており、95%の法人が22年度までの間に申請を予定している。

制度の内容が明確になるにつれ、昨年時に比べ申請時期を21年から22年に遅らせている傾向が見られる。

#### ②理事、監事、評議員任期について（参考）

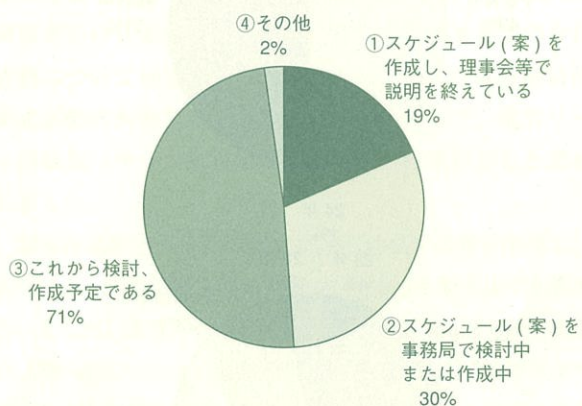
|                      |       |
|----------------------|-------|
| 理事・監事の改選期と評議員の改選期が同一 | 119法人 |
| // 異なる               | 23    |



## 理事・評議員の任期別財団数（参考）

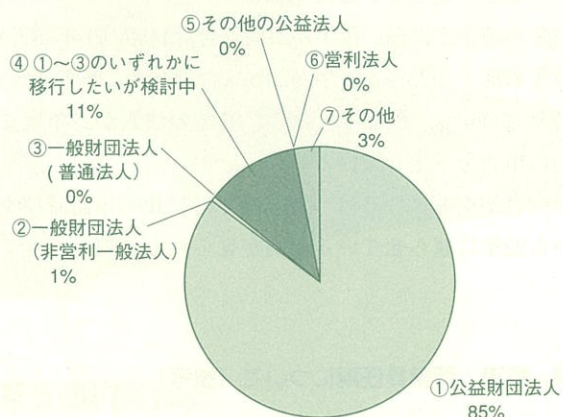
| 任 期 | 理 事   | 評 議 員 |
|-----|-------|-------|
| 2 年 | 133法人 | 131法人 |
| 3 年 | 3     | 9     |
| 4 年 | 2     | 1     |
| 6 年 | 1     | 1     |

## ③①の移行申請に向けてのスケジュールについて



スケジュール（案）を作成し、理事会等での説明を終えている法人が20%弱、また事務局でスケジュール（案）を検討中、作成中の法人が30%となっており、残りの約50%の法人はこれから検討する予定になっている。

## (3) 移行する法人形態



|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| ①公益財団法人                       | 122 |
| ②一般財団法人（非営利一般法人として法人税優遇適用法人）  | 1   |
| ③一般財団法人（全事業課税の普通法人）           | 0   |
| ④以上のいずれかに移行したいが、まだ検討中         | 16  |
| ⑤その他の公益法人（社会福祉法人・医療法人・NPO法人等） | 0   |
| ⑥営利法人                         | 0   |
| ⑦その他                          | 4   |

85%の法人が公益財団法人に移行することを予定しているが、14%は合併等を視野に入れ、現在検討中となっている。また、非営利一般法人へ移行するところが1財団ある。

## (4) 上記（1）～（3）に関する項目に関して、

## 検討を必要とする課題

- 法に準拠した定款及び付随する諸規程の作成について
- 最初の評議員の選任を含む機関の設計、定員、人選に関する課題
- 新会計基準、新々会計基準による会計処理の導入に関する課題
- 評議員会・理事会で委任状決議の代わりとなる決議方法についての課題
- 役員報酬規程を含む諸規程の見直しと新規作成に関する課題
- 認定法5条の数値規定のクリアーに関する課題
- 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するという条件を満たす事業、募集方法への見直し
- 現在の事業の見直し（公益目的事業の認定が受けられるように）
- 一般財団法人になった場合の公益目的支出計画の作成が大きな検討課題
- 公益財団法人へ移行後、合併その他の課題の検討

## II. 制度改革に関する各財団の今後の取り組み

## (1) 「定款」の検討について

|                         |      |     |
|-------------------------|------|-----|
| ①定款（案）の作成に着手している        | 36法人 | 25% |
| ②モデル定款等の提示を待ってから作成に着手する | 86   | 59  |
| ③未定                     | 23   | 16  |



公益認定等委員会では、現在「移行時の定款変更ガイドライン（含む「参考定款」）」が検討されていますが、既に定款（案）の作成に着手している法人が約25%あります。一方「モデル定款等」が出るのを待って着手する予定になっている財団が約60%あります。

今後定款の作成に当たっては、法定の定款記載事項（絶対記載事項）は当然として、各財団の判断により、重厚型の定款（法律に記載の重要事項を記載）を作るか、シンプル型（法律に記載された事項は定款に記載しない）の定款にするか等の選択が必要となってきます。

## (2)「定款」に記載する「目的」について

|                       |      |     |
|-----------------------|------|-----|
| ①現在の寄附行為の内容を変更する方向で検討 | 48法人 | 36% |
| ②現在の内容を変更する予定はない      | 66   | 47  |
| ③まだ検討していない            | 31   | 17  |

「目的」の見直しについては、約47%の法人が変更予定はないとするものの、約36%の法人では見直しをする方向で検討されています。

今回の制度改革では、これまで出来なかった助成財団の「目的」の変更を可能とする法律になっています。設立時の目的を尊重しつつも、時代のニーズと照らし合わせ、また今後の社会ニーズの変化への柔軟な対応が出来るよう「目的」を見直す絶好の機会でもありますので、検討して見る必要があります。

## (3)「定款」に記載する「事業」について

|                       |      |     |
|-----------------------|------|-----|
| ①現在の寄附行為の内容を変更する方向で検討 | 39法人 | 30% |
| ②現在の内容を変更する予定はない      | 75   | 53  |
| ③まだ検討していない            | 29   | 17  |

|      |      |
|------|------|
| 事業拡大 | 19法人 |
| 事業縮小 | 9    |
| 無回答  | 11   |

定款に記載する事業内容については、53%の法人が現在の事業を継続するとしていますが、約30%の法人では見直すことを検討しています。その見直しの方向は、約半数が事

業を拡大する方向、23%が縮小方向で検討されています。今回の制度改革では、これまで難しかった助成財団の「事業」の変更を可能とする法律になっておりますので、「目的」を達成するための時代ニーズを捉えた「事業」の見直しをする絶好の機会でもありますので、検討してみることが重要です。

事業見直しの具体的内容は以下のとおりとなっています。

### 〔拡大〕

- 所有している迎賓館の公益目的使用に関し事業内容の変更が必要
- 現在の助成事業に加えて「会館事業」を実施する予定
- 現在実施している事業に合わせる方向で定款を変更する
- 合併に伴う事業の拡大に伴う変更
- これまでは45年前の設立趣意書、寄附行為に拘束されて出来なかった新事業を、早い時期にスタートさせるため
- 拡大の方向で検討中だが、現時点で具体的内容は未定
- グローバルな視点からアジア地区との交流をどうするか検討
- 将来に備えて事業拡大が出来る幅を持てる状況に変えておく
- これまでの小冊子刊行物（出版；生活習慣病ガイドブック）からITを活用した健康指導、ホームページ開設や健康セミナーへ転換

### 〔縮小〕

- 全く実施していない事業についてはこの機会に削除を考える
- 「公益認定等ガイドライン」や「公益目的事業のチェックポイント」により適合した事業への変更
- 時代の変遷とともに必要とされなくなった事業の見直し
- 事業種類の選択と集中

### 〔その他〕

- これまでの実績と社会的な要請等を踏まえ、拡大するもの、縮小するもの、両面で検討を加える
- 事業の範囲は変えないが、表現の整理は必要と考えている（会計を考慮した再整理）
- 拡大でも縮小でもない。現在行っている事業をチェックポイントの事業区分を参考にしながら整理



(4) 認定法第5条（公益認定の基準）には、財団法人に関して、17項目の認定基準が掲載され、ガイドラインでその解釈が示されていますが、貴法人の基準クリアーの見通しは、

|                  |      |     |
|------------------|------|-----|
| ①17項目全部クリアーしている。 | 64法人 | 45% |
| ②1項目だけ改善が必要      | 12   | 8   |
| ③2項目の改善が必要       | 5    | 3   |
| ④3項目以上改善が必要      | 7    | 5   |
| ⑤まだ検討していない       | 44   | 31  |
| ⑥その他             | 12   | 8   |

認定法5条に定める公益認定の基準に対して、45%の法人が要件を満たしていると判断しています。一方16%の法人では何らかの改善が必要と判断しており、これから検討するところは31%となっています。

改善が必要な主な項目は下記のとおり、

—公益目的事業比率、遊休財産額の保有制限、収支相償の原則、理事・評議員の定数見直し

—議決権行使可能な出捐者の株式を保有（運用財産として）しており改善が必要。

利息収入が財団としては不可欠の投資有価証券を不特定の運用財産として保有しているため改善が必要。所有している会館の固定資産（土地・建物）の処置

—第3号、4号の禁止行為の定款での明記、第17号についての定款での規定が備えられていない点の改善が必要である。

—役員報酬の支給基準の制定

—財政基盤の明確化、寄附金収入の見込み

—指定校制をとっていることへの当局の考え方が不明な点の確認

—経理的基礎及び技術的能力の見直し

—出捐企業との間における独立性がどの程度求められるかにより独立性の確保を検討

(5) 「公益認定等ガイドライン」にあわせて提示された「公益目的事業のチェックポイントについて」での17事業区分ごとのチェックポイントに貴財団の現在の各事業は適合していますか？

|               |      |     |
|---------------|------|-----|
| ①適合していて問題ない   | 66法人 | 45% |
| ②ほぼ適合している     | 46   | 32  |
| ③一部、不適合な事業がある | 9    | 6   |
| ④まったく適合していない  | 0    | 0   |
| ⑤まだ検討していない    | 23   | 16  |
| ⑥その他          | 1    | 1   |

実施している事業が公益認定上「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」であるか否かの基準として示されたチェックポイントについては、77%の法人はほぼクリアーしていると判断しています。

不適合と考えている具体的内容は以下のとおり、

—公募しない助成事業の公益性認定が不明

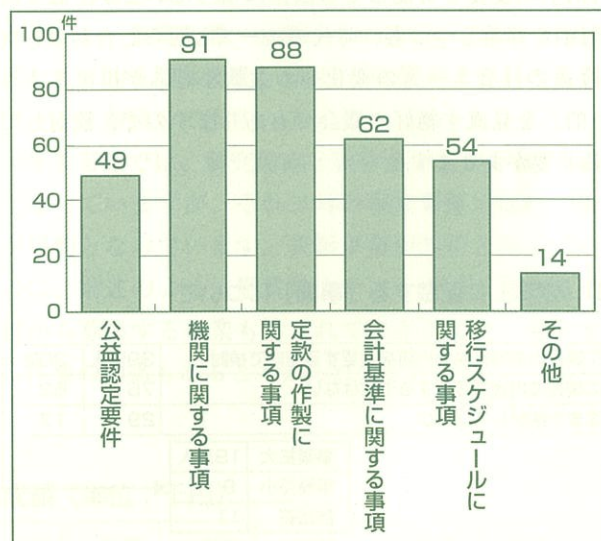
—一部の事業についての公開性に問題がある

—外国人学者招聘助成、シンポジウム開催助成が財団理事・評議員の推薦を要し、応募の機会が一般に開かれているとみなされないおそれがある

—助成事業の一部で公募制を取っていないものがある

—研究助成事業における推薦制度、研究助成事業における選考委員の選任

(6) 移行準備に際し、研修・セミナー等で希望するテーマ



・公益認定要件

49

収支相償の数字による具体事例の解説／公益目的事



業比率／遊休財産の保有制限／財団の現行事業のまとめ方および各事業の認定の是非／非収益財団の収支相償とは／理事および監事に関する相互密接関係者制限について／企業財団における独立性

|                 |    |
|-----------------|----|
| ・機関に関する事項       | 91 |
| ・定款の作成に関する事項    | 88 |
| ・会計基準に関する事項     | 62 |
| ・移行スケジュールに関する事項 | 54 |
| ・その他            | 14 |

申請手続き等具体的な方法／大きく変更になる評議員会の運営規則や新しい時代要請を踏まえた各種諸規程のモデル規程の公表／整備法規則第2条に定める「認定登記前後の決算・予算の実務」（含・スケジュールの策定）／一般法等で「評議員会の決議により定める」となっている規程や基準があるが、具体的手順に関するセミナーを希望する／一般財団法人への移行という選択もあり得ることから、これに関する説明会も行なってほしい。特に「非営利性が徹底された法人」に関する具体的要件など

目的事業収入、収支相償、公益目的事業比率、遊休財産の保有の制限、役員等の報酬等の支給基準及び不可欠特定財産について

|                 |    |
|-----------------|----|
| ・機関に関する事項       | 43 |
| ・定款の作製に関する事項    | 41 |
| ・会計基準に関する事項     | 30 |
| ・移行スケジュールに関する事項 | 29 |
| ・その他            | 13 |

最初の評議員の選出方法について／合併の具体的手続き／全般的なコンサルティング／難しい法律用語等のやさしい解説／公益認定申請に必要な規程を整備するための具体的手順について／基本財産（定額預金、株式証券）の取り崩しの可能性について（公益・一般それぞれの場合）／移行申請にあたっての事前確認チェック作業／申請書類の作成に係る手ほどき・指導／定款及び各種内部規程の整合性のチェック

この度のアンケートの結果では、公益認定等ガイドラインをはじめとして制度の内容が明らかになりつつある中で、各財団における検討がかなり進められ、認定上の問題点も絞り込まれつつあることが現れています。

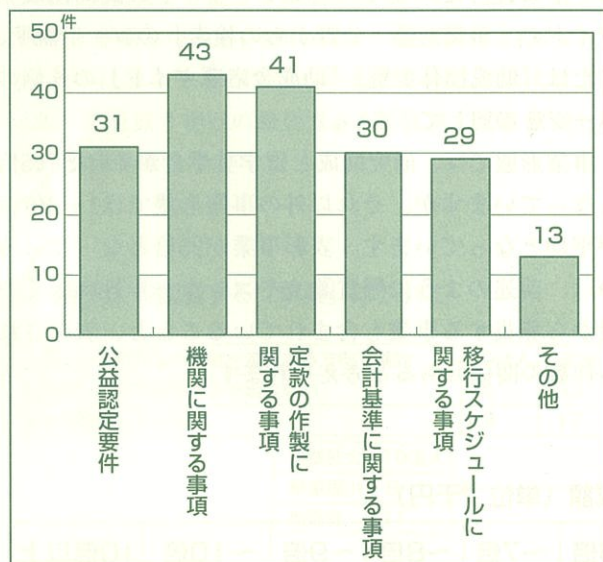
一方、移行スケジュール全体の考え方や、定款・諸規程類の作成、機関設計における役員等の選任方法、人数等に関しての考え方、公益認定要件の中の財務・会計にかかわる、収支相償の考え方、公益目的事業比率、遊休財産の保有制限等一度聞いただけでは理解しにくいこともあり研修や相談を望む声が多く出されています。

また、事業に関しては、積極的に事業の見直しを行う中で、公募の方法や結果の開示方法等の観点から、今のままで公益性が認められるか否か判断に迷っているところも見受けられます。

当センターではアンケートの結果を踏まえ、必要な情報の収集と早期提供、タイミングよい研修会の開催、分野別部会活動等を通して、新制度へのスムーズな移行支援に全力を投入してまいります。

あわせて、移行・新設に関する個別面談相談、メール・ファックス・電話相談（詳細は12頁参照）も実施しておりますので積極的にご活用ください。

#### (7) 移行準備に際し、個別相談で希望するテーマ



・公益認定要件 31件  
講演会等の公開性の範囲、判断について／特に公益



# 助成財団の助成プログラムの平均競争率は3.4倍

## —— 助成プログラムの平均倍率分析(2006年度実績) ——

助成財団センターでは、毎年7月に助成団体データベース調査を行い、その結果の統計を当センターのWEBサイトや助成団体要覧にて公開していますので、ぜひご覧いただければと思います。

また、2008年度調査の調査表が既にお手元に届いていると思いますが、これはわが国唯一の助成財団に関するデータとなりますので、本年もぜひご協力をお願い申し上げます。

### (1) 分析の対象プログラム

本調査では数年前より、各助成プログラムにおける応募数のデータも集約を始めております。今回はこの応募数および採択数から助成プログラムの分析を試みてみました。

今回の分析対象は、前回の分析対象730団体（調査表の中に資産総額の記載があり、年間助成金額が500万円以上の団体）のうち、表彰事業と奨学事業を除く<sup>(\*)</sup>一般公募プログラムで、かつ2006年度の実応募数および採択数の記載があった501プログラムの中から、当該年度採択実績0の8件を除いた493件を対象プログラム数とします。

（\*表彰事業は、コンテスト・懸賞論文等があり、倍率が他に比べて著しく高いものがあるため、また、奨学事業は限定公募、非公募が多いため分析対象から除いています。これらについては後段において別途取り上げます）

493プログラムの総助成件数は12,115件、総応募数は、41,178件で、単純な倍率は約3.4倍となっています。

### (2) 助成金額と競争率（倍率）〔表1、図1〕

一番倍率が高かったのは応募80件、採択2件で40倍となった「舞踊、音楽に関する海外派遣」に対する助成でした（応募80件、採択2件）。2番目は科学振興財団における「フェローシップ」の35.7倍（応募107件、採択3件）、以下3番目は医学系財団の「医学教育・研究の助成」25倍（応募25件、採択1件）、4番目は厚生文化系の団体による地域福祉の活動を支援する事業の24.7倍（応募419件、採択17件）、5番目は研究助成を事業とする財団の「自然科学研究助成」24.2倍（応募1,188件、採択49件）と続いています。

それぞれ倍率の分布を見ると、倍率が2倍以下では、1件あたりの平均助成額が100万円未満となり、倍率10倍以上では平均助成額が約450万円となっています。

倍率2倍から10倍の間の平均助成額は、100万円台前半となっていますが、高額な助成はやはり倍率も高くなるという傾向があるようです。

### (3) 事業形態別・事業分野別<sup>(\*)</sup>の平均倍率〔表2、3〕

（\*それぞれの事業形態、事業分野はデータベースのコードに従っています。センターサイトの民間助成金ガイドの「事業形態・分野からの検索」のコード説明、または『助成団体要覧』『助成金応募ガイド』の凡例のページを参照して下さい。）

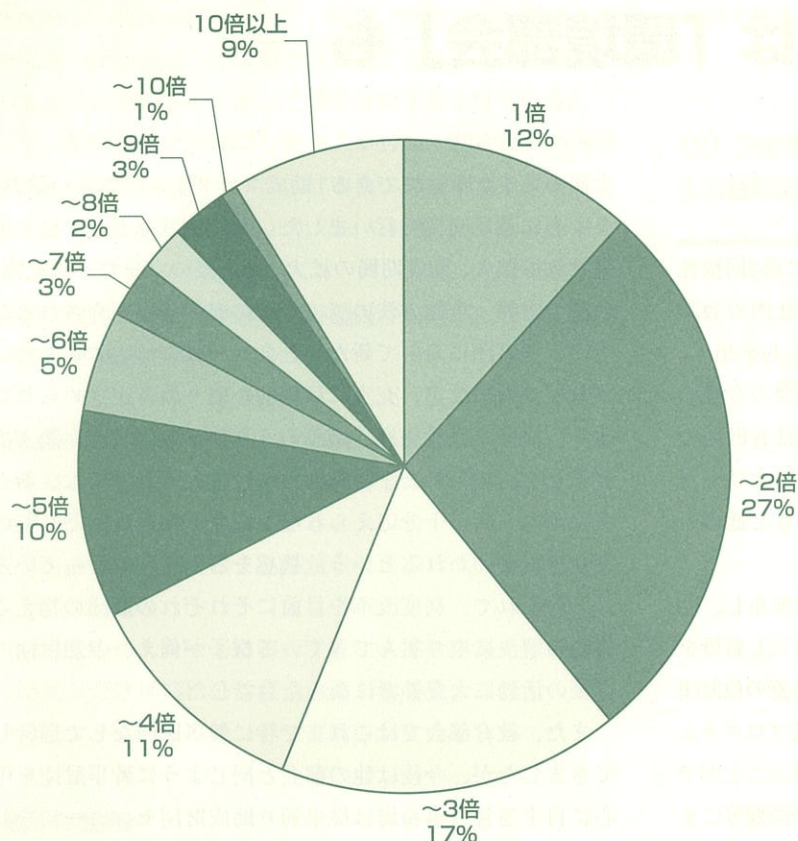
事業形態では、研究助成と留学奨学金がそれぞれ5倍となっていますが、それ以外の事業形態では1～2倍台が平均となっています。表彰事業が25倍となっているのは、前述のように懸賞論文やコンクール等の広く一般から募集する事業も含まれていることと、表彰される件数の関係もあると考えられます。

表1 倍率ごとの助成プログラム数および1件あたり平均助成額（単位：千円）

|                | 1倍  | ～2倍 | ～3倍   | ～4倍   | ～5倍   | ～6倍   | ～7倍   | ～8倍   | ～9倍   | ～10倍  | 10倍以上 |
|----------------|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 件 数            | 58  | 135 | 84    | 56    | 50    | 25    | 14    | 11    | 13    | 5     | 42    |
| 1件あたり<br>平均助成額 | 578 | 769 | 1,505 | 1,328 | 1,328 | 1,072 | 1,107 | 1,588 | 1,276 | 1,343 | 4,495 |



図1 助成プログラム倍率分布

〔表2〕  
事業形態別競争率

| 形態  | 平均倍率 |
|-----|------|
| 表彰  | 25.7 |
| 研究  | 5.0  |
| 奨励留 | 5.0  |
| 不特定 | 3.4  |
| 施設  | 2.9  |
| その他 | 2.9  |
| 事業  | 2.6  |
| 派遣  | 2.6  |
| 招へい | 2.5  |
| 出版  | 2.3  |
| 会議  | 1.9  |
| 展示  | 1.8  |
| 組織  | 1.5  |
| 奨外  | 1.4  |
| 奨日内 | 1.3  |

〔表3〕  
事業分野別競争率

| 分野  | 平均倍率 |
|-----|------|
| 人 社 | 5.2  |
| 医 保 | 4.7  |
| 科 技 | 4.5  |
| 環 境 | 4.1  |
| 教 育 | 2.9  |
| 文 芸 | 2.9  |
| 福 祉 | 2.8  |
| 不 特 | 2.8  |
| その他 | 2.5  |
| 公 共 | 2.2  |
| 国 際 | 1.6  |

奨学金では国内奨学金や海外からの留学生への奨学金がそれぞれ1.3倍、1.4倍なのに比べ、海外への留学助成金が5.0倍と大きくなっています。国内や外国人留学生への奨学金は、指導教官からの推薦が必要であったり、地域や学校が限定されているものが多いのに対して、海外留学への奨学金は公募であり、かつプログラム数自体も他の2つに比べると少ないため、競争率が高くなっているものと思われます。

事業分野別では、科学技術、人文社会、医学・保健、環境分野が4倍以上と高倍率となっています。それ以下は教育、福祉、文化芸術、国際、公共、その他が1.6～2.9倍と上位4分野と間がひらいています。この要因については、推論の域を出ませんが、上位4分野はやはり学術研究の対象分野であるため、学者や研究者からの応募が多いのではないかと思います。それに対して他の分野は、最近の傾向であるNPOや市民活動を対象とする事業助成が多いこともあり、NPOへの認知は進み、応募数も増えてきてはいますが、研究者に比べると

NPO自体に民間財団の助成金を活用しようということが、まだまだ浸透していないのではないのでしょうか。センターがNPO支援財団研究会の行う地方シンポジウムに事務局として参加した際に「助成財団という存在を初めて知った」という声を聞くことがいまだにありますし、知っていても「敷居が高い」という意識があり、なかなか申請までたどり着けないという声も聞きます。

また、全国各地で活動しているNPO等からの助成申請を高めていくためには、助成財団側の課題として、いかにして公募情報を活動最前線の団体にまで届くようにするのか、広報の手段にも工夫が必要になってきていると思われます。

今後はこういった状況はだんだん無くなっていくでしょうが、財団の設立が増えない限り、これらの分野でも競争率は徐々に高くなっていくことが予想されます。

センターでは継続してこの項目の調査を続けていきたいと考えています。



# 助成財団の質的向上を目指して

## 第2回「福祉部会」と第5回「教育部会」を開催

### — 9月には「環境部会」も —

#### 第2回福祉部会

2008年2月の第1回に引き続き、去る5月15日に第2回福祉部会が9財団13名の参加のもと麒麟ビル本社内の会議室で開催されました。前回の設立部会ではゲストを招き、障害者の自立支援に関する講演を交え、福祉部会の今後の活動について意見交換を実施しましたが、今回は各財団の助成活動の内容を改めて紹介するという形で、部会リーダー国松氏（麒麟福祉財団常務理事）の進行のもと進められました。

参加財団がそれぞれの募集要項や助成申請書を配布し、助成プログラムの特徴や目的（狙い）に重点を絞り説明し質疑を行いました。お互いに知っているつもりだった同分野の他財団の活動内容について、質疑を行うことで改めて助成プログラムの背景や各財団の助成に対する考え方などを多く学ぶことができました。現在の募集状況や、助成後のフォローの問題等にまで議論が広がり、あっという間に予定の時間を過ぎ、大変有益な第2回部会となりました。次回は新制度への移行対応を含め9月に開催の予定です。



#### 第5回教育部会

7月2日、日産科学振興財団の会議室に7財団12名が参加し教育部会が開催されました。

教育部会は一昨年に設立され今回で5回目を迎えますが、

今回のメインテーマである「助成プログラムの新しい試み」を中心に意見交換を行いました。新しい試みとしては、助成対象の拡大、助成期間の拡大、助成後のフォローの充実、公募の広報・告知方法の工夫などの取組みが紹介されましたが、各財団において新たな社会ニーズに対応するためにプログラムの改定、充実に積極的な取り組みが進められており、活発な意見交換、議論のうちに予定の時間が過ぎ去りました。従来のままの助成を続けていくだけでは、新たな社会ニーズに十分応えられなくなり、助成財団としての存在意義が問われるという危機感をどの財団も持っていることの現れで、制度改革を目前にそれぞれの財団の抱える課題の解決に取り組んできている様子が伺え、参加財団の今後の活動に大変参考になった会でした。

また、教育部会ではこれまで特に幹事財団なしで運営してきましたが、今後は他の部会と同じように幹事財団を中心に自主運営（事務局は従来通り助成財団センター）をしていくこととなり、松下教育財団が初代幹事財団に選任されました。

#### 今後の部会活動

部会活動は、研修会とは違い、共通課題の多い分野別の助成財団が、少人数による積極的な意見交換、情報交換を行い、研鑽しあう中で助成活動の質的向上を図り、社会に存在感のある財団活動に発展させていくことを目指しています。

財団運営や助成事業に関する情報交換の他に、来るべき制度改革についてのきめ細かい情報交換も随時実施することも予定されています。ご関心をお持ちの皆さまのご参加をお待ちしております。

また、新たに環境分野への助成をする財団の部会「環境部会」を9月頃に、さらには奨学金事業を行っている財団の部会の立ち上げも計画しております。今後の部会活動につきましては、正式に決まり次第その分野の会員財団にお知らせしていく予定ですので、積極的なご参加をよろしくお願いいたします。



# 助成財団 ニュース News

## 初任者研修会 —一般職員編—が開催されました

恒例となりました初任者研修会（一般職編）を、平成20年5月22日と23日の2回に分け、延べ20名の方々に参加いただき開催しました。丸一日の研修内容は、午前の部で「助成財団のあらまし」について、わが国の助成財団の現状や社会的役割、事務局実務の概要等のレクチャーをセンター会議室で実施、午後は2つの助成財団を訪問し、その事務室での実際の活動を見聞し、レクチャーを受ける形式をとっています。今年は、総務・経理の実務についてはトヨタ財団総務部の成田真澄課長代理、助成事業の実務については損保ジャパン記念財団の富沢泰夫事務局長の協力を得て、レクチャーを受けると同時に意見交換を行ないました。

この研修会の狙いと特徴は、①助成財団の新任職員の方に、社会における助成財団の役割、意義を俯瞰的に理解してもらい、日常業務に活かしてもらう、②少人数での開催により人的ネットワークを構築してもらう、③なかなか機会のない他財団を訪問する機会を設けることで財団活動を広く理解してもらう、ことにあります。熱心に受講された皆さんのアンケートでは、助成財団の社会的意義の理解や他財団の訪問、参加者同士の交流で参考になったとの声が多く出されました。

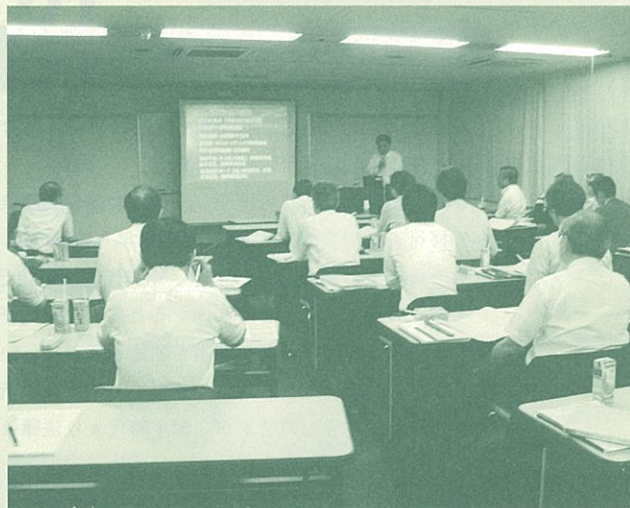


（トヨタ財団会議室にて）

## 初任者研修会 —管理職編—が開催されました

6月24日に管理職向け初任者研修会を開催しました。今年は、札幌、大阪、京都、岐阜、香川などの遠方からの参加を含め29名の参加を得て最適規模で開催することが出来ました。

損保会館会議室で朝から丸一日の研修は、①助成財団のあらましと公益法人制度改革、②助成財団の管理運営実務—事務局業務—の2テーマに関する講義と質疑、3番目のテーマは「助成財団の運営と管理者の心構え」と題して、セゾン文化財団（文化芸術助成）片山専務理事・三菱財団（研究助成）水野常務理事・キリン福祉財団（福祉・市民活動助成）国松常務理事の協力を得て、各財団の特徴や活動紹介にあわせて、常勤理事として日頃から考え実行している財団運営のノウハウや基本姿勢についても話をしてもらいました。普段は聞くことのできない他財団の事業や運営等それぞれに特徴のある講演の内容は、大変に参考になったとの反響でした。



（損保会館会議室にて）





## 制度改革・移行についての個別相談を実施します

当センターでは、公益法人制度改革における移行準備に関する助成財団の個別相談を7月23日（水）から毎週水曜日に下記の要領にて実施しております。

相談は、原則事前にご予約の上ご利用いただくことになっており、すでにご予約を頂戴しておりますが、当面FAXや電話、メールによるご相談も実施いたしますので、お気軽にご利用ください。なお、下記日時以外の電話・FAX、メール等の相談につきましては、内容により後日回答させていただきますのでご了承ください。

また、ご利用状況により、今後の開催日等検討してまいります。

**相談日時** 毎週水曜日 午後1:00～5:00の間の最長1時間を目途とします。

9月以降の予定：9月3日、10日、17日、24日、10月1日、8日、16日（この日のみ木曜日）、22日、29日

**場 所** （財）助成財団センター（下記地図等参照）

**相談員** 石川 陸夫 氏

住友財団顧問、元公益法人制度改革に関する有識者会議委員、行革推進室会計処理に関する研究会メンバー、公益認定等委員会会計研究会メンバー（参与）

**相談内容** 公益法人制度改革における、既存財団の公益財団法人、一般財団法人への移行について

**予約方法** 必ず事前に電話でご予約下さい。日時につきましては先着順とさせていただきます。

**費 用** 無料（非会員の方はご予約時にセンターにご相談下さい）

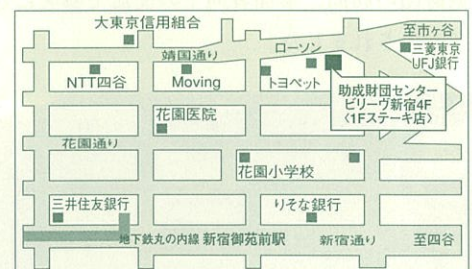
## 編集後記

◆前号に引き続き、今回も1ヶ月遅れの発行となってしまいました。お詫び申し上げます。

◆本号の特集は、昨年実施した会員財団の制度改革における移行についてのアンケートを本年も7月に行いました、その集計をお届けいたします。申請時期を制度改革2年目以降に計画するなど昨年に比べると多少の変化が見られますが、多くの財団は既に準備を開始しており、いよいよ待ったなしとなってきました。私も当センターの新定款の作成を仰せ付けられたのですが、学生時代より法律は苦手としており、四苦八苦の状況です。

◆今号のデータ分析は、初めて助成プログラムの競争率について見てみました。結果、単純な平均倍率は3.4倍となりました。これが高いか低いかは見解の分かれるところと思いますが、個人的には意外と低いという印象を持ちました。皆さまはいかが感じられますでしょうか。

（湯瀬 秀行）



※地下鉄丸の内線新宿御苑前駅の四谷寄りの出口をご利用下さい。（四谷方面からお越しの方はホーム中央の地下通路を反対側に渡って下さい。）

## JFC Views No.64 August 2008

編集・発行 財団法人 助成財団センター

発行日 2008年8月31日

編集・発行人 田中皓

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-26-9 ビリーヴ新宿4階

Tel 03-3350-1857 / Fax 03-3350-1858

URL <http://www.jfc.or.jp>

E-mail [pref@jfc.or.jp](mailto:pref@jfc.or.jp)